

来年 5月21日から

裁判員制度が始まります

◎裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の中から無作為に選ばれた方が裁判員として、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

◎裁判員候補者名簿記載通知が届きます

裁判員裁判の実施に向けて、水戸地方裁判所では、茨城県内の44市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成したデータに基づき、この秋、平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。

裁判員候補者名簿にお名前が記載された方には、11月28日ごろまでに、名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知）を送付する予定です。



この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

裁判員候補者名簿にお名前が記載された方には、この名簿記載通知とあわせて調査票をお送りします。

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由の有無）、②1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、2ヵ月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無・理由などをお尋ねします。

調査票の内容から、明らかに裁判員になることができない方や、1年を通じて辞退事由が認められる方は、裁判員に選任されることはありません。



●●● 茨城県内では… ●●●

来年1年間に必要な裁判員候補者を7,600人と決定し、候補者に選ばれた方に名簿記載通知を送ります。

$7,600人 = (\text{一つの事件に呼び出される候補者} 100人) \times (\text{裁判の年間予想件数} 114件) \times 8 / 12 \text{ヵ月}(5 \sim 12月)$

県内の選挙人名簿登録者は6月現在で約242万4,000人で、**約319人に1人**が選ばれる計算です。



【問合せ】

水戸地方裁判所
☎029-224-8408

裁判員制度の詳細については、
▼裁判員制度ウェブサイト▼
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>
でも紹介しています。

● 裁判員選任までの流れ

◆ 10月下旬から11月上旬ごろ
裁判員候補者名簿を作成

◆ 11月28日ごろ

裁判員候補者名簿記載通知書を送付

平成21年5月21日
裁判員制度スタート！

◆ 裁判の6週間前までに

事件ごとに名簿の中からくじで候補者を選びます。

◆ 裁判の当日

選任手続期日
6人の裁判員をくじで選任